

## 第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	戦傷病者戦没者遺族等援護事業
-----	----------------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	● 実施(補助)期間 自 継続 ～ 至

担当部	福祉保健部	担当課	生活福祉課
担当係	保護第一係 障がい者福祉係	内線	4262 課 No. 35020
関係課			

総合計画			
基本計画	章名	第2章 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり	
	節名	第2節 安心でいきいきとした暮らしづくり	
	細節名	第1 地域福祉と社会保障の充実	
	施策名	①総合的な地域福祉の推進	該当ページ
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン			
事業区分	新規	継続	● 施策No. 22-01-01

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度 事業内容	平成20年度 事業内容	平成21年度 事業内容	平成22年度 事業内容	備考	注意事項
戦傷病者に対する援護を行うとともに、戦没者を追悼し遺族の心情を慰謝する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族会等へ団体育成のための補助金交付</li> <li>戦没者慰霊祭事業に対する補助金交付、供花や慰霊電報の送付</li> <li>戦没者等遺族のうち特別弔慰金受給対象者に国庫債券を交付</li> <li>被爆者健康手帳の送付及び引き渡し事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族会等へ団体育成のための補助金交付</li> <li>戦没者慰霊祭事業に対する補助金交付、供花や慰霊電報の送付</li> <li>戦没者等遺族のうち特別弔慰金受給対象者に国庫債券を交付</li> <li>被爆者健康手帳の送付及び引き渡し事務</li> <li>軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、更生医療の給付、補装具の支給及び修理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族会等へ団体育成のための補助金交付</li> <li>戦没者慰霊祭事業に対する補助金交付、供花や慰霊電報の送付</li> <li>戦没者等遺族のうち特別弔慰金受給対象者に国庫債券を交付</li> <li>被爆者健康手帳の送付及び引き渡し事務</li> <li>軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、更生医療の給付、補装具の支給及び修理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族会等へ団体育成のための補助金交付</li> <li>戦没者慰霊祭事業に対する補助金交付、供花や慰霊電報の送付</li> <li>被爆者健康手帳の送付及び引き渡し事務</li> <li>軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、更生医療の給付、補装具の支給及び修理</li> </ul>		<p>(注1) 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。</p> <p>(注2) 事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。</p>
事業の概要	戦傷病者に対する援護のために、補装具等の支給、被爆者健康手帳の引渡しを行う。遺族を慰謝するため、特別弔慰金の給付、戦没者慰霊祭事業への補助などを行うとともに、遺族会等へ団体育成のため補助金を交付する。					
事業の対象者(交付先)	戦傷病者及び戦没者の遺族					
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19~H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	4	4	4	4	16	
一般財源	3	3	3	3	12	
国庫支出金						
県支出金	1	1	1	1	4	
起債( )						
その他( )						